

公共職業訓練ニーズ調査業務委託仕様書

1. 業務目的

本県では、職業能力開発促進法第16条に基づく職業能力開発校として、奈良県立高等技術専門校を設置し、公共職業訓練を実施している。公共職業訓練においては、地域や企業のニーズ等に基づいた、即戦力として活躍できる人材を育成するとともに、継続的な就業につながる職業訓練を実施することが重要である。

そのため、県内企業が求める人材及びその人材を育成するための訓練ニーズを適切に把握し、公共職業訓練のあり方を検討するとともに、訓練内容の拡充等を行うために必要となる情報を調査する。

2. 業務概要

(1) 業務概要

県内事業所へのアンケート調査を実施し、県内企業が求める人材及び訓練ニーズを適切に把握し、その結果を取りまとめるとともに、調査結果から本県の公共職業訓練における訓練ニーズ等を分析する。

(2) 委託上限額

2,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託期間

契約締結日から平成28年9月30日（金）まで

3. 業務内容

(1) アンケート調査

奈良県立高等技術専門校が現在行っている訓練科及び訓練内容にとらわれることなく、県内の労働需給等を念頭に、地域や企業のニーズ等に基づいた訓練科の新設を検討するとともに、既存の訓練内容の拡充等を検討する上で効果的と思われる調査とする。

ア 調査対象

- ①対象事業所 県内の従業員規模10人以上の民営組織（個人経営、会社、会社でない法人、法人でない団体を含む。）
- ②調査標本数 約2,000社（要配布数）
対象事業所については、公共職業訓練として相応しい業種等を抽出し、抽出した業種ごとに、本業務において適切と考えられる標本数を確保すること。

イ 調査方法

- ①調査方法 郵送・訪問調査等、効果的と思われる方法
- ②調査期間 約1ヶ月
ただし、回答率が低い等の場合には調査期間を延長することがある。
- ③督促 回収率20～30%を目標とし、回答期限後未回答の事業所に督促すること。
- ④企業データ 直近の経済センサスデータを元に調査を行うこと。

ウ 調査内容

下記の項目を参考に、県内企業が求める人材及び訓練ニーズを把握するための質問を設定するものとする。

- ・企業の属性について
企業の所在地、業種、従業員規模等
- ・求める人材像について
従業員を採用するにあたり重要視する知識、スキル等
- ・自社での人材育成について
自社で行っているスキルアップ研修の対象者、研修内容及び頻度等
- ・訓練ニーズについて
公共職業訓練に求める訓練カリキュラム、習得しておくべき知識、スキル等

エ 調査票の作成及び送付

調査票を印刷し、専用封筒（返信用含む。）を用意して、対象事業所あてに送付するものとする。

オ 調査結果の分析

アンケート調査の結果をデータ入力・集計し、分析を行うものとする。

なお、より効果的な調査結果が導き出せるよう、業種別、従業員規模別等に分けて集計・分析を行うこと。

(2) 報告書の作成

アンケートの調査結果及び分析結果について、報告書を作成すること。具体的な記載内容は県と協議の上決定するものとする。

(3) その他

業務の進め方や成果物の確認等に関し、県との対面形式での打ち合わせを3回程度行うものとする。

4. 成果物の提出

成果物及び納品の期限等については、下記のとおりとする。

(1) 成果物

報告書を簡易製本した冊子1部とデータを格納したCD-ROM2枚

附属資料として、データを格納したCD-ROM2枚

※附属資料とは、作業過程で収集・利用・作成したデータ、図表、グラフ等で、県が再利用できるもの。

※データの保存形式は、報告書については、MSワード及びPDF、附属資料については、MSワード、MSエクセル、PDFを基本とし、提出前に県と協議して決定する。

(2) 提出期限

平成28年9月30日（金）

(3) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎主棟6階

奈良県 産業・雇用振興部 雇用政策課 能力開発係

電話：0742-27-8834（ダイヤルイン）

5. スケジュール

以下のスケジュールを基本として実施するものとする。

ア 調査票の作成完了	5月下旬～6月上旬
イ 対象業種・事業所の抽出完了	5月下旬～6月上旬
ウ 調査票の送付開始	6月中旬
エ 調査票の回収完了	7月末（督促期間を含む。）
オ 調査結果の集計・分析完了	8月末
カ 報告書案の作成	9月中旬
キ 成果物の納品	9月末

6. その他

(1) 会計帳簿の保管

この業務に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を整えとともに、収支を記載し、経費の用途を明らかにすること。

会計帳簿のほか、この業務による成果物は業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(2) 秘密の厳守

この業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。受託者は、報告書等の成果物の保管に留意するとともに、成果物を県の許可なく他に公表してはいけない。

また、この業務により知り得た情報はこの業務の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。

(3) 個人情報保護

この業務の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に関する遵守事項を理解した上で受注すること。

(5) その他

受託者はこの仕様書に定めのないものについても、この業務の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。